

## (別添参考) 事業者における「指定申請等に係る事前確認表」確認のポイント

(R1.08)

| No. | 確認事項                                                                                                                              | 確認窓口等                                          | 確認窓口等における主な確認内容                                                                                                                                                                                                                                    | 備考                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①   | 利用しようとする建物等が1982年以降に建築等された建物等であること又は1982年以降の耐震基準を満たしていることを確認しました。                                                                 | 建物等を設計又は建築した事業者等                               | 利用しようとする建物等が1982年以降に建築されたものであることを確認してください。<br>1981年以前に建築された建物であるときは、1982年以降の耐震基準を満たしていることを確認してください。                                                                                                                                                | 訪問系、相談系(*)以外の事業所は、利用者の安全確保の観点から左記耐震基準を満たしていることが必要です。                                           |
| ②   | 利用しようとする建物等が2006年9月以降に着工された建物等であること、アスベストが使われていない建物であること又はアスベストによる暴露のない建物等であることを確認しました。                                           | 建物等を設計又は建築した事業者等                               | 利用しようとする建物等が、2006年9月以降に着工された建物であることを確認してください。2006年8月までに着工された施設については、アスベストが使われていないこと、又は使われているがアスベストの暴露の危険性がない建物等であることを確認してください。                                                                                                                     | 利用者及び労働者の健康障害を防止する観点から、全ての事業所について、アスベストの暴露のおそれのない施設であることが必要です。                                 |
| ③   | 利用しようとする建物等の敷地について、都市計画法上の用途地域を確認しました。                                                                                            | 事業所等を開設しようとする市町の都市計画等担当課                       | 利用しようとする建物等の敷地の用途地域を確認してください。                                                                                                                                                                                                                      | ここで確認した用途地域を基に下記④又は⑤で、建築基準法に基づく用途規制の適合状況を確認します。                                                |
| ④   | 利用しようとする建物等（用途変更をする場合は、用途変更後の建物等。以下同じ。）について、建築基準法に基づく確認申請の要否を確認し、確認申請が必要な場合には確認済証を取得しました。                                         | 事業所等を開設しようとする市町の担当課、当該市町村を所管する県土木事務所又は指定確認検査機関 | 利用しようとする建物等について、確認申請の要否を確認し、確認申請が必要な場合には確認済証を取得してください。<br>※既存の建物等を利用する場合であっても、用途変更等をする際に確認申請が必要になることがあります。                                                                                                                                         | 全ての事業所について、確認申請の要否を確認する必要があります。確認申請が必要な場合には確認済証を取得する必要があります。                                   |
| ⑤   | 上記④で確認申請が不要な場合、利用しようとする建物等が建築基準法及びその関係規定に適合していることを確認しました。                                                                         | 建築士等                                           | 確認申請が不要な場合には、利用しようとする建物等が、上記③で確認した用途地域で立地可能であることを含め、建築基準法及びその関係規定に適合していることを確認してください。                                                                                                                                                               | 全ての事業所について、建築基準法及びその関係規定に適合していることが必要です。                                                        |
| ⑥   | ＜建物を新築・増改築・用途変更等している場合＞<br>利用しようとする建物等について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく事前協議が必要か確認しました。<br>(※事前協議が必要な場合は、申請日までに、事前協議及び完了検査を終えてください。) | 事業所等を開設しようとする市町の担当課又は当該市町村を所管する県土木事務所          | 利用しようとする建物等について、必要に応じて「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく事前協議を行い、事前協議を踏まえた必要な対応を行ってください。<br>※詳細は県ホームページ<br>( <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22183.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22183.html</a> ) をご覧ください。 | 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」では、整備基準の遵守を求めています。                                                       |
| ⑦   | 利用しようとする建物等が、利用目的に照らして消防法上の基準に適合していることを確認しました。                                                                                    | 最寄りの消防署                                        | 設置しようとする施設等に求められる消防法上の基準を満たしていることを確認してください。<br>グループホームの場合、利用する重度の利用者の割合によっても求められる設備が異なります。                                                                                                                                                         | 全ての事業所について、消防法上の基準を満たすことが必要です。<br>訪問系、相談系以外の事業所は本調査票提出日までに消防署に検査依頼しており、申請日までに検査を終了していることが必要です。 |

| No. | 確認事項                                                                                                                                                                              | 確認窓口等                  | 確認窓口等における主な確認内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 備考                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧   | 施設等を設置しようとする場所が、市町村が定める浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域内でないかを確認しました。<br>(※訪問系・相談系以外の事業所をこれらの区域内に設置しようとする場合には、申請日までに非常災害対策計画に合わせて避難確保計画を策定してください。)                                         | 事業所等を開設しようとする市町村の防災主管課 | 施設等を設置しようとする場所が、市町村が定める浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域内でないかを確認してください。<br>訪問系・相談系以外の事業所をこれらの区域内に設置する場合には、非常災害対策計画に合わせて避難確保計画を策定することが必要ですので、市町村の防災主管課にご相談ください。                                                                                                                                                              | 訪問系、相談系以外の事業所は、できる限り浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域以外の安全な場所に設置するようにしてください。<br>訪問系・相談系以外の事業所をこれらの区域内に設置しようとする場合には、申請日までに非常災害対策計画に合わせて避難確保計画を策定することが必要です。 |
| ⑨   | 事業所等を開設しようとする市町村の障害福祉主管課において開設しようとする事業所等の概要について説明を行うとともに、市町村障害福祉計画（障害福祉サービス等の必要見込量やサービス提供体制の整備の目標等を規定）の内容等の説明を受け、開設しようとする事業所等が当該市町村の「障害福祉計画」の達成に支障を及ぼすおそれのない（寄与するものである）ことを確認しました。 | 市町村の障害福祉主管課            | 事前予約の上、関係資料を持参し市町村の担当者に、設置しようとする場所・施設・人員体制の概要、提供するサービスの内容等について説明し、設置しようとする事業所が、市町村の障害福祉計画（障害福祉サービス等の必要見込量やサービス提供体制の整備の目標等を規定）の達成に支障を及ぼすものでない（寄与するものである）ことを確認してください。<br>また、市町村内における当該サービスに対する利用者のニーズ、サービスの供給の状況の説明を受け、安定的に運営できることを確認するとともに、市町村からの要望を聴き、その内容を踏まえた運営ができるよう計画を進めてください。<br>併せて、近隣住民への説明状況等について説明してください。 | 全ての事業所について、所在市町村における障害福祉計画の達成に支障を及ぼさない（障害福祉計画の達成に寄与する）ものであること、安定的な運営が継続できることが必要です。                                                               |
| ⑩   | 開設しようとする事業所等の近隣住民に事業内容についての丁寧な説明を行い、地域に暖かく受け入れられる環境づくりを行いました。                                                                                                                     | 近隣住民等                  | 必ず、町内会等、近隣住民等に主たる利用者の状況、施設の概要、サービスの内容等、事業所の概要を丁寧に説明し、事業所及び利用者が地域に暖かく受け入れられるように努めてください。<br>また、町内会の活動等、地域の行事等に積極的に参加するとともに、地域に開かれた事業所づくりに心がけてください。                                                                                                                                                                   | 訪問系・相談系以外の事業所は、近隣住民の理解が得られていることが必要です。                                                                                                            |
| ⑪   | ＜日中サービス支援型共同生活援助事業所を設置する場合に限る。＞<br>事業所を設置しようとする市町村の自立支援協議会等に事業内容を説明し、意見を求めるとともに、設置等について了承を得ました。<br>また、年に1回以上運営状況を報告し意見を求め、その意見を踏まえた運営を行うこととしました。                                  | 市町村障害福祉主管課             | 日中サービス支援型共同生活援助事業所については、主として重度の障害者が利用する施設であり日中も施設内で過ごす者が多いことから地域に開かれた施設とする必要があること、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため短期入所を併設することとされていることから、市町村が設置する自立支援協議会等において、運営方針や活動内容等の説明を行い、その評価を受けるとともに、必要な助言・要望等を踏まえた運営計画を立ててください。<br>また、1年に1度は運営状況の報告を行い、その評価を受けるとともに、助言・要望等を踏まえて運営を見直してください。                                       | 市町村の自立支援協議会等において、設置の承認等が得られていることが必要です。                                                                                                           |
| ⑫   | 利用しようとする施設、行おうとする事業等に関し、所在地において適用されるその他の関係法令等に抵触しないことを確認しました。                                                                                                                     | 行おうとする事業に係る所管機関（保健所等）  | 行おうとする事業内容によっては上記以外の法令についても遵守しなければならない場合があります。その場合には、それぞれの関係法令に抵触しないことを確認してください。<br>(例：食品を取扱う事業の場合の保健所の許可等)                                                                                                                                                                                                        | 全ての事業所について、関係法令に抵触しないことが必要です。                                                                                                                    |

\* 訪問系事業所とは、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所をいいます。また、相談系事業所とは、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業所をいいます。